主

一、 原決定中、原決定添付別紙(一) 4記載の文書の標目のうち (1)昭和四五年一月一日から同年九月末日までの a 町 b で測定した風向、風速の 測定記録、および(2)同(一)5記載の測定記録を、各インプツトした磁気テー プおよびこれより各データを取出すのに必要不可欠な資料の提出を命じた部分を取 消し、右(1)部分につき相手方の文書提出命令の申立を却下する。

二、 抗告人のその余の抗告を棄却する。

理 由

、 抗告の趣旨と理由

別紙記載のとおり。

二、 当裁判所の判断

(一) 抗告理由補充(その二)一について

抗告人は本件文書提出命令申立書には証すべき事案の記載がなされていない趣旨の主張をしているので判断する。

は、抗告理由の記載からみて明白である)、このようにしてプリントでされたときにおいて、それは通常の文書として顕出〈要旨第二〉されるに至るのである〈/を目第二〉テープにインプツトするのは、将来必要となつた場合にこれを見読っ能のとして紙面等に顕出することを目的としているものであることを見読っているものであることを目的としているものであることを見読っているものであることを目的としているものであるしているものであるによりでは、これを見ごされている情報・記録等を見読っては、将来訴訟上相手方との間において、そのでものによりでは、これを介えている情報・記録を行っているものであるがでは、とりでは、これを併せてプリーとが、よれている情報に磁気テープによっている。ともその内内でき義務を負その証拠調では提出するものをれた沿りであるが、保管についいる表については、このものは出いては、とも可能であり、保管にないには提出するのもしては、と考えられるであるの場合する費用は、書証として提出する者が負担に要する費用は、書面の作成提出に要する費用は、書面の作成提出に要する費用は、書面の作成提出に要する費用は、書面の作成提出に要する費用は、書面の作成提出に要する費用は、書面の作成提出に要する費用は、書面の作成提出に要する費用は、書面の作成提出に要する。)。

(三) 抗告理由二、抗告理由補充(その一)一について。

抗告人は、原決定添付別紙目録(一) 4の記載の地点のうちa町bで風向、風速の測定を開始したのは昭和四五年一〇月であつて、それ以前の昭和四五年一月日から同年九月末日までの同所での各測定記録をインプツトした磁気テープを所持していない旨主張し、これを所持していることを認めるに足る証拠がない。したがつて、本件提出命令中、右部分の磁気テープおよびこれより各データを取出すのに必要不可欠な資料の提出を命じた部分は、その余の点について判断するまでもなく失当であるから、その限度において抗告は理由がある。

次に、抗告人は、同目録(一)5記載の測定記録について、これをインプツトした磁気テープを所持していない旨主張し、本件記録によれば相手方からも右磁気テープの提出命令を求めていない(相手方は同測定記録の提出を求めているにすぎない)から、本件提出命令中、右磁気テープおよびこれより各データを取出すのに必要不可欠な資料の提出を命じた部分は、その余の点について判断するまでもなく失

当であるから、その限度において抗告は理由がある(なお、右測定記録の提出を求めた点については、原審はなんら判断をしていないというべきである)。

なお、抗告人は原決定が毎月の記録の提出を命じたのは失当である旨主張するが、原決定はこのような記録の提出を命ぜず、原記録たる磁気テープの提出を命じているにすぎないから、この点に関する抗告理由は、理由がない。

(四) そうすると、相手方らの文書提出命令の申立を一部認容した本件文書提出命令は、右(三)の説示の限度において失当であるから、原決定を右の限度において取消し、右取消部分の一部につき相手方らの文書提出命令の申立を棄却し、なおその余の抗告は失当であるからこれを棄却することとして、主文のとおり決定する。

(裁判長裁判官 下出義明 裁判官 村上博已 裁判官 尾方滋) (別 紙)

<記載内容は末尾 1 添付>